

一月蜂起前夜のワルシャワ：社会層とユダヤ人問題

山田, 朋子 / YAMADA, Tomoko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

44

(開始ページ / Start Page)

40

(終了ページ / End Page)

58

(発行年 / Year)

1992-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011113>

一月蜂起前夜のワルシャワ

——社会層とユダヤ人問題——

山田 朋子

はじめに

一八六三〜六四年、ポーランド王国（ロシア領ポーランド）で起きた一月蜂起は、ポーランド人の民族的独立という政治的目標を掲げると同時に、当時の社会問題の解決も課題としていた。その最大の課題は、賦役の撤廃と土地所有権の承認から成る農民解放であった。当時農業従事人口は王国全人口の八割近くを占めており、農民に有利な解放を行ない彼らを味方に付けることが蜂起の勝敗を決することになった。だが蜂起陣営は最後まで地主の利益に左右され農民に対し大幅な譲歩を行なえなかったため、結局はツァーリ権力による解放令が勝利を得、蜂起は敗北した。このような理由から、農民問題は一月蜂起における社会問題

の中心的なテーマとされてきた。⁽¹⁾

これに対し都市の問題は、蜂起における社会問題としてとりあげられることは少ない。首都ワルシャワについては、民族運動及び蜂起陣営の組織的中心たる都市として、政治的な視点からの研究が多い。⁽²⁾ しかしながら一月蜂起をポーランド史における近代社会への転換期に位置する事件として考えるならば、都市の変容もまた蜂起に課題をつきつけていたはずである。本稿ではこのような問題意識のもとに、一月蜂起前夜のワルシャワ社会層の様相を検討する。

そのさい念頭におくべき問題は、ユダヤ系住民の存在である。ユダヤ人人口は、ポーランド王国全人口の一三・五％（一八六五年）を占めていたが、その八割以上が都市に居住しており、都市人口全体の四六・一％（一八六三年）に

達していた。⁽³⁾ ワルシャワにおけるユダヤ系住民は一八六一年には全人口の二六％（実際には三割以上）と王国都市の平均以下の割合であるが、これは当市が「ユダヤ人不寛容令」を擁する都市だったためである。⁽⁴⁾これが適用されていない都市の中には、全人口の六〇七割がユダヤ系住民で占められていた所も少なくなかった。「不寛容令」を有する都市は、ユダヤ人に対し特定の居住区以外の居住を禁止していた。また一般にユダヤ人は市民権付与の対象外におかれ、公職に就く権利はなかった。不動産購入も禁じられていた。弁護士や医師・薬剤師（ユダヤ人病院のみ可）になることも制限され、ギルドからも除外された。その上様々なユダヤ人特別税が課されていた。特にワルシャワを来訪するユダヤ人には、一日十カペイカの入市切符の購入が義務づけられた。この義務は、市内居住者でも外部出身であれば一生涯続いた。⁽⁵⁾このようにユダヤ人は都市人口の重要な構成員でありながら、様々な法的差別を受けていた。

一月蜂起に至る三〇年間は蜂起間期とよばれ、政治的には二つの時期に分けられる。まず、十一月蜂起（一八三〇〜三二年）の敗北により、それ以前に認められていたポーランド人の自治が大きく後退し、総督I・パスキエヴィチが反動政治を行なった時期（一八五六年）。そしてそ

の後の、ロシアにおける政治改革とイタリアの独立戦争に刺激されて、民族運動が再燃した時期である。この間のワルシャワの人口動態は表1のとおりである。

表1にも見るように、蜂起間期の人口は、十一月蜂起後に一時的に減少したのを除けば、ほぼ増加傾向にある。⁽⁷⁾ただし当時の人口統計方法は不統一であり、人口増加がこの時期の一貫した傾向だったとは言いがたい。というのは経済的には、一八三〇〜五〇年代前半は、連年の農産物不作を背景にした長期的不況によって特徴づけられていた。さらにワルシャワでは一八三四、三七、四六〜四七、四九年にコレラが流行した。⁽⁸⁾表1に見られる人口増加は非定住民の増加を基盤としているが、これは都市の好況のためというより、農民の窮乏化に起因するといえよう。農村では、ワルシャワ公国時代（一八〇七〜一四年）に実施された農民の人格的解放並びに移動の自由が、地主による農民追放を促進させていた。この傾向は一八三〇年代に入りさらに激化し、耕作地を奪われた農民が都市に向かった。

またこの時期、オーストリア領とプロイセン領からロシア領ポーランドへの人口移動が目立った。前記二領ではロシア領に先駆けて十九世紀前半に農民解放過程を終え、それによって急増した土地なし農民がポーランド王国に向か

表1 蜂起間期ワルシャワの人口動態

年	全人口 (千人)	非定住人口 (千人)
1830	145 *	—
1833	143	20 (14%)
1847	193	31 (16%)
1854	197	40 (20%)
1861	230	67 (29%)

出典：S. Kieniewicz, Warszawa, s.111

*印は、A. Szczypiorski, Warszawa, jej gospodarka i ludność w latach 1832-1862, Warszawa 1966, s.235

表2 ワルシャワの職業別人口構成 (1862年)

職業	人数
工業	経営数369+労働者数5789人 (a)
手工業	15728人(親方+職人+徒弟) (a)
商業・金融業	752人(商人) +10619人(小売商人・行商人等) (b)
役人	2861人 (a)
知的専門職	9513人 (a)
金利生活者	3180人 (b)
奉公人	約9000人 (c)
日雇	約15000人 (d)
計	72811人

出典：(a) S. Kieniewicz, Warszawa w powstaniu styczniowym, s.13-16

(b) A. Szczypiorski, Warszawa, jej gospodarka ..., s.254

(c) M. Drozdowski, A. Zahorski, Warszawa, Warszawa 1981, s.213

(d) T. Łepkowski, Początki klasy robotniczej Warszawy, s.203

った。これら流入者の中には農民の他に手工業者や奉公人、日雇も含まれており、彼らは王国内の都市に向かった。その結果、ワルシャワの外国人流入人口(一時滞在者も含む)は、一八四五年まで九千人程度であったのに、一八四七年には三万三五〇九人、一八五一年には四万九九五二人に増大した。⁹⁾

これらのことからワルシャワ住民の内部構造は、蜂起間

期にかなり変化があったと思われる。次にワルシャワ住民の階層別人口構成を検討してみたい。職業は当時の社会的通念による階層観と結びつくが、職業別人口構成は、資料によって職業区分や臨時雇用者数が高まちなちであり、正確な数値は出せない。より蓋然性の高いデータから一八六二年の職業別人口構成を推定したものが表2である。これによれば、就業者数全体の約三分の

表3 ワルシャワの年収別人口 (1833年)

級	年収(ズウォティ)	キリスト教徒	ユダヤ教徒	計
I	50000以上	5人	4人	9人
II	50000	5	5	10
III	40000	5	2	7
IV	30000	19	12	31
V	20000	73	12	85
VI	10000	217	58	275
VII	6200	392	138	530
VIII	4000	649	213	862
IX	2400	1592	262	1854
X	1400	2640	736	3376
X I	800	4604	3201	7805
X II	400	15502	1749	17251
X III	200	8191	1338	9529
計		33804	7730	41534

出典：A.Eisenbach, *Struktura społeczna Królestwa Polskiego, w: Społeczeństwo Królestwa Polskiego, t. I, Warszawa 1965, s.44*

一が日雇及び奉公人であり、下層民とみなされていた。工場労働者は当時は熟練工が中心であり、彼らを含む工業・手工業・商業従事者(被傭者を含む)は全体の約半数を占めていた。知的専門職も全体の一三%を占め、前者を含め

一月蟻起前夜のワルシャワ(山田)

その大半は中間層とみなされていた。金利生活者と上級役人、企業家は上層に相当する。

しかし職業構成は、住民の経済的実態を正確に反映するものではない。経済的実態を重視するならば、財産及び所得別住民区分を行なうべきであろう。そのためには一八三三年にワルシャワに導入された所得税 *opłata klasyczna* を利用できる。この税は、何らかの収入のある居住者全体(非定住者を含む)を対象に、年収の1% (一八三六年からは一・五%) の支払い義務を課していた。ただし兵士、聖職者、年金生活者、役人等は除外された。⁽¹⁰⁾ 所得税導入にあたり市当局は、納税者を年収別に十三段階に分けた。表3は各級の年収とそれに対応する人数である。

各級の納税額に相当する具体的な職業は以下のとおりである。

- I、銀行家、外国貿易商、不動産所有者、大工場主(労働者五三人以上)
- II、小銀行家、証券取引人、大商人、ホテル経営者、工場主等
- III、工場主(煉瓦工場、製粉所等)、薬局経営者等
- IV、工場主、医師、法律家、技師等
- V、工場主(労働者三人以上)、製パン・精肉店(被

傭者一八〜三一人)、ビール工場、酒造所経営、レストラン経営者等

VI、手工業事業所経営、商人、問屋、宿屋経営等

VII〜IX、手工業事業所経営(被傭者五〜七人)、小売商人、商店主等

X、手工業事業所経営(被傭者二〜四人)、製パン・精肉店(被傭人なし)、会計士、書記、教師、熟練工等

XI、手工業事業所経営(被傭者一人)、御者(馬二〜三頭)、管理人等

XII、手工業・工業助手、植字工、従僕、料理人、乳母、御者(馬一頭)、店員等

XIII、日雇い、家内奉公人、農業労働者等⁽¹¹⁾

生活状態としては、XIII級の年収では一人で生活するのがやっつとで、家族を扶養できない。また女性も多く含まれ、副業する者も多い。XI〜XII級の年収も生活は苦しい。IX〜X級はある程度生活にゆとりを持てるグループである。

以上の十三グループを階層分けする場合、中間層身分たる「小町人 *drobnomieszczastwo*」を如何に設定するかで内容は異なってくる。歴史家A・エイゼンバッハは、「小町人」層の基準を、生産手段を所有しかつ自ら生産過程に従事する者と捉え、VII〜X級を想定している。この基

準に従えば、表3による各社会層の人口比は、上層一%、中間層は一六%、下層は八四%となる。これに対しS・コヴァルスカークリクマンは、「小町人」の基準をVIII〜XII級としており、これに従えば各社会層の割合は、上層二%、中間層七五%、下層二三%となる。これは職業別構成で見た社会通念による階層分けに近い分け方である。このことから社会通念上は七割以上存在していた「小町人」層の階層分解はかなり進んでおり、その大半の経済的実態は下層に属していたと考えられる。

またユダヤ人についてみれば、表3から、彼らの割合は特に最上層I〜II級と下層(プロレタリア化した中間層)XI級に多いことがわかる。以下、ユダヤ人を含む各階層の社会的状況と蜂起への対応を検討する。

一 上 層

上層に属する主な職業としては、次のものがあげられよう。財産及び所得において富裕な商人・銀行家・工場主から成る企業家。不動産所有者や年利生活者。弁護士、医師など社会的威信を持つ知的専門職。

このうち企業家についてみてみれば、十九世紀前半には、次の三つのタイプに大別できる。1、貴族出身企業

家。2、手工業・マニユファクチュア所有者出身企業家。

3、商人・銀行家出身企業家。

1のタイプは、主として自己の大農場で生産される農産物を原料とする加工業（精糖業、醸造業、製粉業等）や農産物の大規模輸送業に従事する者が多い。蜂起間初期には、一八三〇年以前のポーランド人自治時代に行なわれた工業化政策に関与した大企業家が特徴的である。その代表として、ヘンリク及びトマシュ・ウビエンスキ兄弟があげられる。彼らはポーランド王国内に数々の精糖工場や製粉所を所有した他、工業や鉄鋼業、繊維工業でも工場を所有した。しかしポーランド銀行（一八二八年設立）副頭取でもあったヘンリクは、不正融資の罪で一八四八年に投獄され、財産を失った。これに関連して、ウビエンスキと協力関係にあった当時最大の企業家P・ステインケラーもまた、一八五三年に破産した。蜂起前夜にはこのタイプの企業家としては、輸出入穀物輸送のための汽船会社を所有した大貴族A・ザモイスキが代表的である⁽¹³⁾。

2のタイプで、1や3のタイプと比肩するような大経営は、当時のワルシャワには少なかった。金属・機械工業最大の工場の一つであったエヴァンス工場は、一八三〇〜四〇年代経営は不振だった。そのうえクリミア戦争の際、経

営者が英国人だったため国外退去させられ、代わってドイツ人S・リルポップが経営に参加した。がいしてこのタイプには、ドイツ系企業家が多く見られる。しかし一八五〇年代に靴の大量生産に成功したポーランド人大製靴工場主S・ヒンパンスキのようなケースもあった。

3のタイプはユダヤ系資本家によって代表される。彼らはユダヤ人の国際的な金融網を背景に、民間における資本貸付の中心となった。特に領地において賦役労働から賃労働への切り替えや農業機械の導入など経営の転換を迫られていた貴族地主は、十九世紀前半には多額の現金を必要としており、不動産を担保にユダヤ系銀行家から負債を負った。その結果、一八三〇〜四〇年代にワルシャワ県においてユダヤ系資本家所有となった農地は四件であったが、続く十年間には二八件に増大した⁽¹⁴⁾。また十九世紀初頭、ワルシャワの大貴族や政府所有の邸宅四三件のうち、十九世紀中葉までに一九件が転売された⁽¹⁵⁾。企業家間でも、貴族企業家はユダヤ系資本や経営方法を採りいれることが不可欠であった。その好例が、大貴族A・ザモイスキとユダヤ系資本家L・クローネンベルクとの関係である。

最富裕資本家となる条件は、金融資本家であると同時に、政府から製品の注文や専売権を獲得し、それに応じら

れるだけの規模の近代的工場を所有することであった。一八二〇年代最大の資本家J・フレンケル、代々の金融資本家エプシュタイン家、クローネンベルクもこれに相当した。彼らは皆ユダヤ系資本家である。

ここにユダヤ人問題が浮上する。前述したように、ポーランド王国ではユダヤ人に様々な法的制限が課せられていた。これに対し、富裕なユダヤ人は賄賂を贈るなどしてある種の法的規制は免れ得たが、不動産購入など根本的な問題では法の壁に突き当たった。その場合彼らはしばしばキリスト教に改宗することによってそれを乗り越えた。しかし改宗せぬユダヤ系資本家については、政府側は例外的措置を迫られた。その初の適用者は、J・エプシュタインである。彼は一八一七年に不動産購入権を、一八四〇年には「名誉市民権 *pożeczne obywatelstwo*」を獲得した⁽¹⁶⁾。しかし彼のような例外的措置を受けたものは少なく、大資本家クローネンベルクさえ改宗をしなければ経営拡大は困難だった。

経済面における優位にかかわらず、ユダヤ系資本家は、キリスト教に改宗したものですらポーランド人社会の中ではそれに値する地位を得られなかった。蜂起間期の社会においても「才能のある者は貴族のみ」という意識がまかり

通っていた⁽¹⁷⁾。ユダヤ系資本家に対するポーランド社会の反感は、一八五九年の「ユダヤ戦争」と呼ばれた事件で露呈した⁽¹⁸⁾。発端は、同年一月の保守系新聞『ガゼータ・ヴァルシャフスカ』の記事であった。その記事は、モラヴィアのネルドガ会修道女合唱団のコンサートについて書かれていた。記者はコンサート不成功の原因を、修道女たちが「驚鼻、浅黒い肌、真つ黒な髪ではなく、……語尾に *-datt, -krant, -stern* がつく姓ではなかった」ため、ユダヤ系資本家がスボンサーにならなかったからだとした。

この記事はユダヤ系知識人の反発を呼び、ただちに『ガゼータ・ヴァルシャフスカ』編集部に激しい抗議文がよせられた。これに対し同紙編集部は、抗議文執筆者たちを告訴した。裁判所は告訴を容れ、抗議文執筆者たちに懲役刑及び編集部への公的陳謝と裁判費用支払いを言い渡した。抗議文執筆者たちは、この判決を不服として上告した。

裁判はワルシャワの世論を騒然とさせ、ユダヤ人問題に関する論争が燃え上がった。論争は国外にも広がり、ブリュッセルの『ノルド』紙やゲルツェンの『コロコル』紙は、『ガゼータ・ヴァルシャフスカ』を批判した。裁判は結局一八六一年まで決着がつかなかったが、この論争はポーランド人社会にユダヤ人問題の存在をつきつけ、その解

決の必要性を認識させることになった。またそれまで閉鎖的な伝統的生活を固持していたユダヤ人社会の中にも、ポーランド人との協力関係を築こうとする声が強くなってきた。

こうした中でワルシャワでは、一八六〇〜六一年にかけて、一月蜂起に結びつくことになったポーランド人の愛国的示威運動が大衆を巻きこんで頻発した。そこではユダヤ人の参加が目立った。⁽¹⁹⁾ポーランド人とユダヤ人との共闘は、一八六一年二月二七日にクロネンベルクを中心として結成された市民の自治組織「市代表团 Delegation Mięska」の構成にも明白である。会員二四名の中には、クロネンベルクの他、ラビ・メイセルス、さらに銀行家でありユダヤ教祭祀監督官でもあるM・ローゼンが含まれていた。ラビのポーランド人愛国運動参加表明は、ユダヤ人社会を動かした。

ユダヤ人を巻き込んだ愛国的示威運動はツァーリ政権を刺激し、一八六一〜六二年にかけて、民政部長官A・ヴィエロポルスキは、彼の起草した政治改革の中にユダヤ人同権をもちこんだ。ヴィエロポルスキの改革には、農民賦役の強制金納化やポーランド学校制度の樹立など重要な社会問題の解決の他に、地方自治機関の設立も約束された。その

一部をなし、選挙により選出された会員から成る「ワルシャワ市評議会 Rada Miejska m. Warszawy」は、「市代表团」に代わるものとして組織化を許された。一八六一年秋に実施されたその選挙は、宗派を問わず財産別制限選挙で、参加は上層市民に限られた。被選挙権資格は、市内に一年以上居住する三十歳以上の男子で、不動産所有者（不動産税支払額年一五ルーブリ以上、賃貸者は四五ルーブリ以上）、高等教育機関教授、行政評議会認可表記載の工業・商業・教育・芸術従事者、ギルド商人、工場主・手工業者（被備者一〇人以上）。これらの基準を満たしていたものは、選挙当時わずか七一九人にすぎなかった。⁽²⁰⁾

選出された会員四八名（正・副会員それぞれ二四名）の職業構成は、聖職者四名、医師・法律家・高等教育機関教授・役人一七名、工業・商業・手工業者二二名（うち商人・銀行家は一〇名、工場・手工業事業所経営九名、技術者三名）、不動産所有者四名、その他一名である。ユダヤ系資本家はこの中で六名含まれていたが、ラビの名はない。ユダヤ人の経済力を考慮すればこの人数は十分とはいえないが、彼らの自治機関への参加が公式に認められたことの意義は大きい。

選出されたばかりの地方自治機関の活動は、十月二四日

付表 ワルシャワ市評議会 Rada Miejska m. Warszawy の会員

〔正会員〕

Ks. Kanonik J. Wyszyński	修道会会士、神学アカデミー教授
Ks. B. Boniewski	聖職者、パンリア会管区長
T. Chałbinski	医師、薬学・外科アカデミー教授
W. Dybek	同上
K. Kaszewski	同アカデミー論理学教授
A. Frackiewicz	数学者、大学 Szkoła Główna 教授
H. Krajewski	法律家、政治運動家
A. Trzewiński	弁護士
D. Zieliński	同上
A. Preiss	弁護士、「土地信用協会」主任会計士
H. Muklanowicz	幾何学者
J. Grabowski	ワルシャワ・ペテルブルク鉄道技術者
J. Lewiński	旧ポーランド軍將軍
hr. A. Zamoyski	不動産所有者、企業家
J. Piotrowski	不動産所有者、「土地信用協会」ワルシャワ支部長
L. Kronenberg	銀行家、企業家
M. Rosen	銀行家
l. Natanson	銀行家、企業家
K. Szlenker	商人、商人組合長老
K. Norwid	商人
l. Gesundheit	商人、不動産所有者
J. Kwiatkowski	商人、絹織物店主
A. Temler	皮革工場主
S. Hiszpański	製靴工親方、製靴工組合長老

〔副会員〕

ks. W. Orzeszkowski	修道院長、神学アカデミー教授
L. Otto	主任司祭
A. Szmurło	神学アカデミー教授、ギムナジウム校長
J. Baranowski	天文学者、大学 Szkoła Główna 教授
A. Helbich	医師
E. Siwiński	文学者、大学予備課程文学教授
A. Barciński	数学者、「ヴィスワ河汽船会社」支配人
L. Siekierski	裁判官
A. Brzeziński	弁護士
L. Rakowski	建築技師
T. Szpadkowski	建築技師（石工親方）
K. Kruszczyński	内務省役人
L. Hildt	役人、不動産所有者
H. Toeplitz	商人、銀行家
J. Grabowski	商人、商業裁判所裁判官
A. Rodkiewicz	委託販売店店主
K. Rudzki	技師、金属工場主
G. Jaeger	建築技師、タイル・陶器工場主
F. Scholtze	石鹼工場主
A. Fajst	ブラシ工場主、ブラシ製造工組合長老
l. Paradowski	製靴工親方
M. Junghertz	不動産所有者
J. Bogdański	同上
M. Lipiński	同上

出典：I. Koberdowa, Warszawaka Rada Miejska 1861-63,
w : Rocznik Warszawski II, 1961, s.117-8

の戒厳令布告によって中断され、実際の活動は翌年春までもちこされた。その間クローネンベルクは民族運動穏健派と共に、開明的地主に働きかけて非合法組織「白党」を結成した。しかし蜂起勃発後には、蜂起主導権は民族運動急進派たる「赤党」が握り、クローネンベルクは彼らから主導権を奪おうと暗躍した。この目論見は、結果的には蜂起勢力を弱体化させることとなった。とはいえクローネンベルクのようなユダヤ系資本家が蜂起に関与したことは、彼らが経済力のみならず政治的発言権を持つまでに成長したことを示している。

二 中間層

中間層は、財産及び所得において中小規模の企業家と知的専門職の二つのグループに大別できよう。前者のグループに属するものとしては、中小規模の商人、小売店主、工場主、手工業者、運輸業者、旅館、飲食店主などが含まれよう。後者には、下級官吏、教師、下級聖職者、企業・鉄道・郵便等の事務員及び技術者などがあげられる。

この中でまず社会通念としての「小町人」の典型である手工業者及び商人の社会的状況を検討してみよう。彼らはポーランド分割前は、都市において人身保護律等の特権享

受者であり、ギルド（ツェヒ *cechy* と呼ばれる）による生産独占が彼らの社会的地位を保証していた。しかし分割直後のプロイセン支配時代（一七九五〜一八〇六年）に、ワルシャワにもプロイセン法が適用され、「営業の自由」が導入された。これによりギルド規制が崩された。ギルド規制の廃止は、分割後にドイツ人等の外国人手工業者が多数流入した現実にも合致し、ワルシャワ公国及びポーランド王国にも受け継がれた。また工場制工業の勃興はギルド規制を次第に名目上のものに変えつつあった。特権身分たる「小町人」も、一八〇七年の農民解放後には農民との法的差異はほとんどなくなった。

こうした状況下で一八一六年一二月に発令された手工業組織に関する法は、「営業の自由」を確認した上で、新しい手工業組合の再編成をめざすものであった。⁽²¹⁾ まず、同業組合 *zgrmatzenie* の結成は、親方十人以上を有する職種で許可される。個々の同業組合には管理部（任期三年）がおかれ、長老 *starsze* と補佐及び市の監査役から構成される。さらにこの法では、徒弟に対する親方の教育義務を定めた。職人に対しては手工業手帳の携帯を義務づけ、これを遍歴期間中のパスポートがわりにした。手帳を携帯しないものは浮浪者とみなされ取締を受けた。⁽²²⁾

ユダヤ人手工業者に対してこの法は、基本的には同業組合への加入を認めていた。しかし組合員による偏見や組合の宗教的性格（カトリック教会へのミサ出席義務）などの理由から、ユダヤ人は同業組合から除外されていた。ユダヤ人手工業者は、一八五四年当時ワルシャワ手工業者全体の一八％（ポーランド人六七％、ドイツ人一五％）を占めており、その多くは同業組合外の零細作業所で働く貧しい手工業者であった。彼らは市民権がなかったために、親方になるものはほとんどいなかった。ユダヤ人経営の職種としては、仕立、帽子製造、製靴、指物などであった。

同業組合外で営業するには、市当局に一定の額（一八六三年には五ルーブリ）を支払い、許可証を得なければならなかった。ワルシャワ市当局は、一八四六―六三年にかけて一―三二の許可証を発行したが、そのうちの四三％はユダヤ人経営に対してであった。⁽²⁴⁾ 同業組合外経営におけるユダヤ人の実数は不定だが、おそらく全体の六―七割以上であったと考えられる。

同業組合の規則では、新規の事業所を開設する資格は、二四歳以上、三年間の手工業教育と職人として最低六年間の実務期間を終了し、親方試験にパスしなければならなかった。職種によってはその上に、資本金数百ルーブリ以上

の所持金証明書が必要とされた。この基準はかなり厳しいものだったため、ユダヤ人以外にも市当局の許可証購入のみで営業を許される組合外営業を選ぶ者が増えた。

このような同業組合外の手工業者を、組合手工業者は「下手職人」と呼んで軽蔑し、彼らの営業を妨害しようとした。一八四五年、組合手工業者は市当局に対し、組合外事業所に許可番号を付けることを要請した。また一八五六年には、石工組合は建築物監視を強化し、組合外職人によって建てられた建築物を摘発した。さらに市当局に、組合外で営業する全石工の登録制を迫り、全石工に一枚一ズウォティで発行される石工証明書カードの購入を義務づけた。その結果、組合外石工の人数が組合構成員を上回っていることが判明した。⁽²⁵⁾ これに類する事件は他の職種でも頻発した。これらの事件は、同業組合構成員のいらだちにもかかわらず、組合外職人の増大を防ぐことは不可能だったことを示している。

金具職や織物職など工業生産と直接関係ある職種の職人は、しばしば工場において熟練工として働いた。熟練工の賃金についてみれば、金属・機械工場の賃金が最も高く、一八五八年、日給八―一〇ズウォティであった。⁽²⁶⁾ これは同年の手工業職人の平均的賃金を上回る額であった。

経済不況や工場生産の増大は手工業者の生活を圧迫し、貧窮化する者が増えた。彼らに対し「手工業貸付金庫 Kasa Rzemieślniczo-pożyczkowa」が一八五七年に組織されたが、私営の高利貸しや質屋を利用する者も多かった。私営高利貸しや質屋は主としてユダヤ人経営であり、彼らに対する反感は大きかった。

商業においては、一八一七年一月に商人組合に関する法が制定された。その内容は手工業組合に準じ、営業の自由を認めた上で、商人十人以上のいる都市での商人組合の結成を許可した。ただし組合加入資格を持つ商人とは、その都市に三年以上居住する市民権保有者で、六千ズウォティ以上を有する大商人に限られていた。⁽²⁷⁾

ユダヤ人商人についてはこの法は何もふれていない。しかし実際にはワルシャワではユダヤ人商人は商人組合から除外されていた。このことは商人組合を極度に閉鎖の特権的集団に限定することになった。というのはワルシャワ商人の半数以上がユダヤ人であったためである(一八四九年、ユダヤ人商人二三人、キリスト教徒商人二〇八人)。また小売商や行商人についてみれば、全体の八割以上がユダヤ人であった。⁽²⁸⁾そしてユダヤ人自身もまた彼らのみからなる商人組合を組織してポーランド人に対抗していた。

商人・手工業者に対し当時の知的専門職には、没落シラフタ⁽²⁹⁾(士族)出身者が多い。彼らは他の階層と比べポーランド民族意識が高く、蜂起陣営の中樞をなしていた。

しかし示威運動への参加者や蜂起陣営の組織を見てみると、知的専門職のみならず、手工業者や労働者も多く含まれている。一八六一年二月二七日の示威運動では、ロシア軍の発砲により最初の犠牲者がでた。その時の死者五名のうち三名は、金属労働者、仕立て職人、実業学校教師であった。⁽³⁰⁾また同年四月八日の示威運動では、多数の死傷者がでた(運動主催者側の主張では死者百人、公式発表では十人)が、その中には工場労働者や貧民が多かった。示威運動期間中ほとんど毎日のように行なわれたカトリック教会でのミサには、「親方と職人」のミサ、知識人のミサ、女性のミサなども組織された。⁽³¹⁾

即時武装蜂起を唱えていた急進派「赤党」は、学生や軍人、知的専門職従事者などから成っていたが、彼らは工場労働者や手工業者を対象に下部組織を編成した。その結果、主だった工場では、「赤党」下部組織たる「十人組」や「百人組」が組織された。金属・機械工場エヴァンス社では「千人組」も組織された。また一八六二年六月八月にかけて起きたコンスタンチン大公とウィエロポルスキ伯爵

殺未遂の犯人三人の職業はそれぞれ、仕立て職人、印刷工及び印刷工見習いであった。⁽³²⁾

このような都市中間層の急進的分子を除くために、ヴィエロポルスキは一八六二年十月六日新兵徵募を予告した。

これに反対して逮捕された六五名のうち、二二名は工場労働者（うち一三人はエヴァンス工場労働者）、二八人が職人及び徒弟、六人が親方であった。⁽³³⁾

一月蜂起の勃発は徴兵実施が引き金となった。その後蜂起における戦場は地方に移ったが、ワルシャワの労働者や手工業者は、武器の製造、兵站や通信に従事した。金属・機械工場では蜂起軍用の武器が铸造され、印刷所では地下出版物が印刷された。蜂起指導部たる「国民政府」に属する国民憲兵隊九〇名中、五六名は労働者及び手工業者であった。⁽³⁴⁾ これら蜂起に加担した労働者や手工業者に対して蜂起敗北後の取締は厳しかった。手工業では親方や職人の逮捕のために事業所の閉鎖があいついだ。

示威運動及び蜂起には、前述したようにユダヤ人も多く参加した。シナゴークでもポーランド語でのミサや民族運動を支持するミサが行なわれた。これに関連して手工業組合及び商人組合は、一八六一年にユダヤ人に対し正式に門戸を開いた。ラビを含む「市代表団」などの進歩的上層の

動きはヴィエロポルスキにユダヤ人同権を決断させたが、これと比較して「赤党」指導部ではユダヤ人問題の対応は鈍かった。

一八六二年六月頃出された「赤党」の声明文「ユダヤ教徒たるポーランド人へ」の中には、次のような一節があった。「解放されたポーランドは」良き母として、自分の子すべてに等しく幸福を与える。しかし彼女を裏切り、その敵にへつらうものは容赦なく罰する。⁽³⁵⁾ 即ち「赤党」はここでユダヤ人に対し、蜂起勢力に加担することを脅迫したのである。事実蜂起勃発後にはロシア側への内通疑惑者に対するテロ行為が頻発したが、それはユダヤ人へ向けられる場合が多かった。蜂起組織に属する中間層にとつて、ユダヤ人不信は生活と結びついた根の深いものであったことは先に見たとおりである。これに対し、保守的なユダヤ人はポーランド人の報復を恐れ、蜂起に対しては中立的な態度をとり続けた。

三 下 層

下層住民は、蜂起間期ワルシャワ居住者の大多数を占めていた。彼らを大別すれば、次の三つのグループに分けられる。第一に貧窮化した職人や、零細事業所経営、家内工

業従事者等の、身分の点から見れば「小町人」に属する者。しかし所得の面からいえば下層に属する。

第二に、日雇、奉公人等、一八二三年七月に制定された日雇・奉公人法の対象となるグループである。この法は雇主と被備者間の法的平等と自由な契約関係を定めていたが、実際は雇主による体罰を認めるなど雇主側に都合の良いものであった。また日雇は警察の監視下におかれ、日雇カードの携帯を義務づけられた。その目的は主として納税監視だったため、彼らの実数は統計に表れた数よりはるかに多い。一八六〇年代初頭には、日雇・奉公人それぞれ一万五千〜二万人が存在したともいわれる。

第三に、浮浪者及び乞食で、警察による厳しい取締の対象となった者。第二のグループは、失業により容易に第三のグループとなり得た。その人数は、十九世紀初頭から増大し始め、一八四〇〜五〇年代にかけて激増した（一八四二〜五三年には年平均五九四一人が逮捕された⁽³⁷⁾）。これらから蜂起周期、日雇・奉公人を含めた下層の大半はいわゆるルンペン・プロレタリアートであったといえる。

下層への供給源は、貧窮化した中間層と、農村を中心とする外部からの流入者の二つが考えられる。後者は非定住人口をなし、その人口は増加傾向をたどった。その一因と

しては農村における土地なし農民の増大があげられる。土地なし農民の人数は、一八六三年にはポーランド王国全体で一三五万人（農民全体の四六%）に達していた⁽³⁸⁾。また、都市化そのものも周辺の人口をひきつけていた。一八二五年、ワルシャワ近郊に住むある領主は次のような苦情を漏らしていた。「都市近郊では労働者や奉公人が墮落する。

都市では労働者に対して、概して農村の領主が支払うより高い賃金を支払っている。さらに都市には農村より娯楽が多く、労働者は喜んでワルシャワに行く。農村にはのろまかできそこないの労働者や奉公人しか残らない。」⁽³⁹⁾

このような状態は十九世紀中葉にも変わらず、ワルシャワの日雇の収入でさえ農業労働者のそれを上回っていた。そのため都市近郊の農村では土地なし農民は無論のこと、土地保有農民ですら季節労働者として都市に向かった。都市に流入した農民は、まず日雇や奉公人などの職に就く者が多く、直接工場労働者となる者は当時まれであった。

日雇の具体的な仕事としては、薪割り、荷物運搬、船荷の積降ろし、道路建設や補修、冬にはヴィスワ河の水割りなどがあった。その日給は職種や年齢差、男女差によってかなりの違いがあった。賃金の高いものには不熟練工と変らぬ額もあった。賃金格差は奉公人についても同様で、大

貴族に仕える従僕やお抱え御者などは、中間層並みの賃金を得た。これに対し、無給の住み込み労働もあった。⁽⁴⁰⁾総じて日雇・奉公人は統一性を欠いた雑多な集団であり、流動的な存在であった。十九世紀前半、下層民の経歴は例えば次のようなものである。

1、農村→日雇→ビール工場下僕（無給）→ビール工場労働者

2、農村→日雇→乞食→救貧院→奉公人

3、農村→奉公人→乞食→泥棒→監獄→日雇⁽⁴¹⁾

下層民を構成するもうひとつの供給源たる貧窮化した中間層には、ユダヤ人が多く含まれていた。ユダヤ人就業人口のうち、奉公人と日雇の占める割合は一八％（一八四〇年代）と低い。⁽⁴²⁾しかしこれに商業における下僕（*servants*）を加えると、下層民の比はかなりの高率になる。ユダヤ人日雇や奉公人、下僕に特徴的なこととして、彼らは主にユダヤ人経営やユダヤ人家庭で働かれた。これは、外部に対しては排他的なユダヤ人社会が、内部ではユダヤ人どうしの相互扶助的な性格を持っていたことを意味する。そのために下層ユダヤ人はポーランド人社会の偏見や特別税に苦しみながらも、閉鎖的な集団の中で独自の言語や文化を固持してきた。これに対して蜂起前夜に主張されたユダヤ人

の同権とは、ユダヤ人が独自の文化を捨ててポーランド人社会に同化すること意味していた。そのために下層ユダヤ人は必ずしもユダヤ人の同権に同調していたわけではなかった。

下層民は一月蜂起において、蜂起陣営による組織化の最も遅れた部分であった。しかし示威運動には下層民の参加も目立ち、逮捕者も多かった。上層の民族運動参加者は、下層民の動きが革命に転化するのを恐れて、示威運動に参加した失業者や犠牲者の家族に金銭的な援助を与えることで彼らを懐柔しようとした。「赤党」の対応も一貫性がなかった。右派は失業者に日給を払い、民族衣装を着せて示威運動に参加させた。⁽⁴³⁾また左派のI・フミエレンスキは、民族運動に同調しない商店を白昼襲うなどして下層民の人氣を博した。しかし「赤党」は下層民の生活改善を蜂起綱領に加えることはなかった。それどころか蜂起への寄付として住民に「国民税」支払いを呼びかけた。

蜂起開始後には、ワルシャワでは蜂起指導部たる「国民政府」が、民衆に、税のみならず部屋代まで帳消しにするという噂がとんだ。これは当時部屋代が賃金の三分の一以上も占めていた下層民の願望のあらわれと考えられる。この噂に対して「国民政府」は、私有財産の不可侵性を理由

にあけて、噂の可能性をただちに否定した⁽⁴⁴⁾。このような蜂陣営の都市下層民に対する冷淡な態度は、農民問題における彼らの積極的な姿勢と比べて対照的であった。彼らが下層民を蜂起に巻き込まなかったことは、一月蜂起においてワルシャワが激しい戦鬪の舞台とならなかったことの社会的な一因とも考えられよう。

結びにかえて

経済活動における貴族の台頭、同業組合による生産独占、農奴制を背景にした「町人層」の特権的地位等が前近代ワルシャワ社会の特徴であるとしたら、十九世紀前半はその解体期であった。この解体過程において最後まで封建的な法的規制のもとにおかれたのが、ユダヤ系住民であった。エイゼンバッハによれば、ユダヤ人問題は一月蜂起⁽⁴⁵⁾において農民問題と相似た位置におかれていた。それは、蜂起前夜において農民もユダヤ人も体制に封建的遺制の撤廃を迫っており、蜂起陣営とツァーリ政権双方が彼らを味方に付けることを目的として、その解決方法を戦略的に提示したという意味においてである。

ユダヤ人の法的規制撤廃要求は、彼らの経済力の強大化と平行してたかまった。特に金融業はユダヤ人にほぼ独占

されており、彼らは民間における資本供給源となった。ユダヤ系大銀行家はさらに工場経営にも関与し、ワルシャワ経済の中心的存在となった。このような中で、不動産購入の禁止をはじめとするユダヤ人への法的差別は経済的・政治的桎梏となっていた。ユダヤ系資本家を中心とした同権要求はポーランド人社会との共存というスローガンを生み、これは両民族の進歩的勢力の支持を得た。この傾向はやがて一月蜂起における両民族の共闘につながった。

しかしながらユダヤ人の同権は、ポーランド人社会全体に受け入れられていたわけではなかった。保守的な文筆家E・ウビエンスキは次のように書いている。「ユダヤ人との連帯は、ポーランド人社会における一部のグループの宗教的・政治的墮落である。……ユダヤ人は民族的組織化における毒であるから、彼らの同権を支持するなどということは、タルゴヴィーツアの輩（国土分割に加担したとされる貴族グループ）よりはるかにひどい裏切りだ」（括弧内は筆者）。またリベラルな大貴族T・ポトツキでさえ、「ユダヤ人は、自分たちが同権を得るほどには成熟していないと自覚している」と書いている⁽⁴⁶⁾。

蜂起陣営の中心的階層となった中間層では、一八六一年に同業組合及び商人組合がユダヤ人の加入を認め、両民族

の連帯を具体化した。しかしその大半が下層民と大差ない経済状態にあった中間層住民にとっては、ユダヤ人の存在は組合外職人として、また高利貸しとして彼らの生活を脅かすものであった。一方、中・下層ユダヤ人の中には、閉鎖的伝統的なユダヤ人社会から相互扶助などの恩恵を受ける者も多く、彼らは実質的にはポーランド人社会への同化を意味する法的規制の撤廃に必ずしも賛成していなかった。

これらのことから、一月蜂起前夜に達成されたユダヤ人の同権についていえば、それを支持する社会的な基盤は弱かったと考えられよう。しかし一月蜂起前夜のワルシャワではユダヤ人問題が前面に出され、階級間の対立は表面化しなかった。それは下層民の政治的組織化をねらう政治的勢力が現われなかったことと関係するだろう。

西欧及びドイツ諸都市において、近代社会形成過程における最大の問題は、外部からの流入民¹⁾下層民の存在である。しかしワルシャワではユダヤ人以外の流入民に対しては比較的寛大であったと考える。それは、都市建設以来、ドイツ人等の外国人が多数ワルシャワに流入してきた歴史と関係しているだろう。農民流入者に対しても、浮浪者や乞食であれば取締まったが、徴税対象となる労働力である限りは拒まなかった。貧富の差は大きかったが、階級間の

対立がより明白になる前に、法的差別下におかれていたユダヤ人問題の解決が先決とされた。このことはユダヤ人問題が都市における階級意識の形成を妨げていたとも言えるだろう。

一月蜂起敗北後、ヴィエロポルスキによる政治改革の多くは、農民問題を除き、白紙と化した。ツァーリ政府はユダヤ人の同権について新たに法令化しなかったため、問題は解決されぬまま残った。

註

* 一ルーブルは約六ズウォティ、二〇グロツシエ、一ズウォティ
 三〇グロツシエ。蜂起期間はロシアの通貨も旧ポーランドの通貨も使用された。

(1) ポーランドにおける一月蜂起研究は夥しい数にのぼる。邦語における一月蜂起研究書としては、阪東宏『ポーランド革命史研究』青木書店、一九六八年第一刷がある。本書は農民問題を中心に、蜂起の全体像を生き生きと描きだしている。

(2) S. Kieniewicz, *Warszawa w powstaniu styczniowym*, Warszawa 1983; F. Ramotowska, *Rząd carski wobec manifestacji patriotycznych w Królestwie Polskim w latach 1860-62*, Wrocław 1971 (未見) など。

(3) M. Nietyksza, *Rozwój miast i aglomeracji miejsko-*

- przemysłowych w Królestwie Polskim 1865-1914. Warszawa 1986, s.198, 205
- (4) S. Kieniewicz, Warszawa 1795-1914, Warszawa 1976, s.145 分割前期のユダヤ人問題については、井内敏夫「ポーランド四年議会におけるユダヤ人問題と都市」『史観』第一〇七冊、一九八二年。
- (5) S. Kieniewicz, Warszawa w powstaniu..., s.35
- (6) 一八一五〜三〇年まで、ロシア領ポーランドでは、ポーランド人による独自の憲法、国会、軍隊の保持が許された。
- (7) シンビョルスキによれば、ワルシャワの人口が一八三〇年代の水準に戻るのに一八四三年になってからであり、五〇年代にも人口の減少は見られる。A. Szczypiorski, Warszawa, jej gospodarka i ludność w latach 1832-1862, Warszawa 1966, s.235
- (8) S. Siegel, Ceny w Warszawie w latach 1816-1914 Poznań 1949, s.93-94
- (9) T. Lepkowski, Początki klasy robotniczej Warszawy, Warszawa 1956, s.129 この期間国外からの流入者が四四一、八四ポーランド人であった。
- (10) S. Kowalska-Glikman, Warszawskie drobnomieszczanstwo—Podatnicy opłaty klasycznej w połowie XIX w., w: Dzieje burżuazji w Polsce t. III, Warszawa 1965, s.42-43 ポーランド史の「町人」は一月蜂起前夜のワルシャワ(山田)
- は、十三世紀都市の形成と共に生まれた人格的自由を持つ都市住民だが、シラフタ(註29参照)の台頭に伴い十五〜六世紀には土地購入権や商業の自由が制限された。その状態は十八世紀後半の政治改革期まで続いた。「小町人」とは中・下層町人に相当する(Encyklopedia powszechna t.3, Warszawa 1975, s.113)°
- (11) A. Eisenbach, Struktura społeczna Królestwa w świetle schematów fiskalnych, w: Spoleczeństwo Królestwa Polskiego, t.I, Warszawa 1965, s.42-43
- (12) S.Kowalska-Glikman, Op. cit., s.91
- (13) ポーランド王国上層については、拙稿「ポーランド近代社会の形成——ブルジョワシーを中心に——」『歴史学研究』六二七号、一九九一年参照。
- (14) S. Kotodziejczyk, Kształtowanie się burżuazji w Królestwie Polskim (1815-1850), Warszawa 1957, s.223
- (15) I. Ihnatowicz, Obyczaj wielkiej burżuazji warszawskiej w XIX wieku Warszawa 1971, s.62
- (16) A. Eisenbach, Prawa obywatelskie i honorowe Żydów (1790-1861), w: Spoleczeństwo Królestwa Polskiego, t.I, Warszawa 1965, s.260, 279
- (17) I. Ihnatowicz, Op. cit., s.45
- (18) M.W. Berg, Powstanie Polskie 1863 i 1864 roku, Kraków 1898, rep. 1991, s.79-80

- (19) この問題については、邦語では、S・キエニエーヴィチ「十九世紀におけるポーランド人とユダヤ人」『歴史家と民族意識』(阪東宏訳) 未来社、一九八九年で知ることができ¹⁹⁾。
- (20) I. Koberdowa, Warszawska Rada Miejska 1861-1863, w. Rocznik Warszawski II, 1961, s.112-119
- (21) W.Ćwik, O sytuacji prawnej drobnomieszczaństwa w Królestwie Polskim XIX wieku, w: Drobnomieszczaństwo XIX i XX wieku, t. I, s.21, 22
- (22) Z dziejów rzemiosła warszawskiego, pod. red. B. Grochulskiej i W. Prussa, Warszawa 1983, s.306-307
- (23) Ibid., s.363
- (24) Ibid., s.355
- (25) Ibid., s.359-360
- (26) T. Lepakowski, Op. cit., s.307
- (27) W.Ćwik, Op. cit., s.31-32 ポーランド王国の商人組合は、一八五一年にロミン型で編成された(第一ギルドと第二ギルドに分類)。しかし新シムナムが全国に普及したのは一月蜂起後であった(Ibid., s.33)²⁰⁾。
- (28) Ibid., s.36
- (29) シムナムは十四世紀頃から台頭したポーランドの特権的社會層で、本来は騎士の性格を持つ土地所有者であった。しかし時代が下るにつれ階層分化が進み、上層は大所領を持つ貴族(マグナート)となった。一方、下層は小農地所有の自營農的生活をするが、土地を持たずに他の貴族・士族に寄生する存在となった(Encyklopedia pow-szewna t.4, Warszawa 1975, s.356)²¹⁾。
- (30) S. Kieniewicz, Warszawa w powstaniu..., s.56
- (31) Ibid., s.89
- (32) Z rzemiosła..., s.374
- (33) T. Lepakowski, Op. cit., s.368
- (34) Ibid., s.370
- (35) S. Kieniewicz, Powstanie Styczniowe, Warszawa 1972, s.253
- (36) T. Lepakowski, Op. cit., s.218
- (37) Ibid., s.135
- (38) Ibid., s.116
- (39) Ibid., s.136
- (40) Ibid., s.224
- (41) Ibid., s.161
- (42) Ibid., s.166
- (43) S. Kieniewicz, Warszawa w powstaniu..., s.67
- (44) Ibid., s.162
- (45) A. Eisenbach, Emancypacja Żydów na ziemiach polskich 1788-1870 na tle europejskim, Warszawa 1988, s.559
- (46) Ibid., s.495, 496